

兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画

第1 目的

兵庫労働局(以下「当局」という。)管内におけるじん肺新規有所見労働者は着実に減少しているものの、未だに年間数名の新規有所見者が発生する状況にある。

一般的に、じん肺は遅発性疾病であることから、長期的な取組の必要があり、引き続き粉じんばく露対策を推進することが重要である。

本総合対策は、過去9次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況を踏まえ、当該対策の重点事項及び当局並びに管下の各労働基準監督署が実施すべき事項を定めるとともに、事業者に対して粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定の遵守はもとより、別添の「粉じん障害を防止するために事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)等を踏まえ、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用などの自主的な取組を促すことを通じ、粉じん対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

新規有所見労働者の発生状況及び関係省令の改正等を勘案して次の事項を重点とする。

- 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 3 じん肺健康診断の着実な実施
- 4 離職後の健康管理の推進
- 5 アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

第4 局及び労働基準監督署の実施事項

- 1 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「講ずべき措置」及び粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置について、効果的に周知徹底を図る。

特に、第3の重点事項のうち「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び「じん肺健康診断の着実な実施」については、重点的に指導を行い、じん肺健康管理実施状況報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分をはじめとした厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象

者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

2 計画の届出の徹底及び適正な審査並びに実地調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、適切な審査及び実地調査を行う。また、ずい道等の建設に係る計画の届出がなされた際には、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の着用

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記1及び2の指導・審査時において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用に当たっては、電気機械器具の一種であることに鑑み、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）に適合した電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用を要請する。

また、ずい道等建設工事においては、要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用及び作業主任者の職務について、必要な指導を行う。

4 関係団体等に対する指導等の実施

（1）労働災害防止団体、事業者団体等に対する要請等

労働災害防止団体、関係事業者団体等を通じ、その構成事業場に対し、「講すべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容を周知徹底するとともに、健康管理手帳制度を周知する。

また、構成事業場において、労働者や関係請負人（一人親方等を含む。）に対して、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容を周知することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して、粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

（2）粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

イ 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点

検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的に実施させるとともに、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

5 ずい道等建設工事の発注者に対する要請等の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。

このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）についても、必要に応じ、参考するよう周知する。

6 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、独立行政法人労働者健康安全機構 兵庫産業保健総合支援センター又はその各地域窓口(地域産業保健センター)が行う、労働衛生コンサルタント資格を有する産業保健相談員及び登録産業医による相談事業等の活用を図るよう勧奨する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助の実施に努める。

O

O